

令和2年1月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和元年(行コ)第13号 政務活動費返還請求控訴事件

(原審・金沢地方裁判所平成29年(行ウ)第4号)

口頭弁論終結日 令和元年11月25日

判 決

金沢市

控訴人

金沢市広坂1丁目1番1号

被控訴人 金沢市長 山野之義

同訴訟代理人弁護士 向嶋仁志

金沢市末町18の124番地1

被控訴人補助参加人 高村佳伸

金沢市泉本町2丁目89番地4

被控訴人補助参加人 野本正人

上記2名訴訟代理人弁護士 犬塚雅文

金沢市昌永町13番27号

被控訴人補助参加人 横越徹

同訴訟代理人弁護士 山村三信

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用及び当審における補助参加によって被控訴人補助参加人に生じた費用は、いずれも控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

2 被控訴人は、被控訴人補助参加人高村佳伸に対し210万2156円、被控

訴人補助参加人横越徹に対し206万5756円、被控訴人補助参加人野本正人に対し169万6476円及びこれらの金員に対する平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員、並びに被控訴人補助参加人横越徹に対し3万0500円に対する平成28年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要等（以下、略称は原判決のそれによる。）

1 本件は、金沢市の住民である控訴人が、同市議会の議員らが平成27年度に金沢市から交付を受けた政務活動費の支出の一部について、原判決別紙違法支出額等一覧表の「議員氏名」欄記載の各金沢市議会議員に係る「違法支出額」欄記載の支出（本件各支出）は、違法であり、上記議員らは、同市に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその返還請求を怠っているとして、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、上記議員らに対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成28年5月1日（平成27年度政務活動費収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで年5分の割合による民法704条本文所定の法定利息又は遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

原審が、被控訴人は被控訴人補助参加人横越に対し3万0500円（調査研究費に係る原判決別表1-2の番号1記載の5500円、会議費に係る同別表3-2の番号3記載の5000円、同番号5記載の1万円、同番号6記載の5000円及び同番号7記載の5000円）を支払うよう請求することを求める請求は理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないとしてこれを棄却したところ、控訴人のみが敗訴部分を不服として控訴した（なお、控訴の趣旨2項については、控訴状記載の控訴の趣旨、控訴人の第1回口頭弁論期日における陳述及び控訴理由書の記載内容に基づき、本判決において整序した。）。

る、その下位の規範として一定の効力を認め得るものというものが相当であり、本件使途基準に適合するか否かの判断にあたって、法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、これを参酌することが違法となるとはいえない。」

- (2) 原判決36頁24行目の次行に次のとおり加える。

「これに対し、控訴人は、上記交通費、タクシーディスパッチ料、出席者負担金、研究会に伴う懇親会に係る会費等は、本件条例8条2項規定の政務活動費に充てることができる経費として規定された調査研究費の内容に該当する経費であるとは認められない私的な経費及び飲食費であるから、一律に、政務活動費の調査研究費の経費ではない旨主張するが、独自の見解であり、上記判断を左右するものとはいえない。」

- (3) 原判決40頁5行目の次行に次のとおり加える。

「これに対し、控訴人は、本件条例8条2項別表の会議費の会議は、当該会議が調査研究及び調査研究関連性があると認められる会議のことであり、「会議に伴う懇親会に係る会費」は、議員の調査研究との関連性がある会議の経費ではないから、法及び本件条例が規定する会議費の費用とすることは不合理である旨主張するが、独自の見解であり、上記判断を左右するものとはいえない。」

- (4) 原判決41頁8行目の「法100条」から10行目の「解されるから」までを「法100条16項の規定する「透明性の確保」ができないものであり、同条14項に抵触するものであるから」に改め、23行目の「解される。」から25行目の「できない」までを「解されるし、使途の透明性の確保ができないものとして法100条14条に抵触するともいえない」に改める。

- (5) 原判決103頁6行目の末尾の次に「上記最高裁判決は、神奈川県の条例の下における判断を示したものではあるが、本件条例も同様の規律をとるものと解されるから、本件においても参考すべきである。」を加える。

2 法令等の定め、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、原判決32頁15行目の「前払いされていること」を「前払金支出であること」に改め、21行目の「前払いされた」を「前払金支出である」に改めるほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の控訴に係る請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり訂正付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1ないし9に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決35頁26行目の次行に次のとおり加える。

「控訴人は、本件手引きは金沢市議会政務活動費の交付に関する条例ではないからこれを参酌することは違法であるとも主張する。

しかしながら、金沢市議会においては、従来金沢市議会政務調査費の交付に関する条例を受けて、その規則で政務調査費の使途基準を定めたうえ、金沢市議会の政務調査費改革検討会で検討し、代表者会議の了承を得て、金沢市議会政務調査費運用の手引きが作成されていたところ、法の一部改正を受けて、平成24年12月、上記条例を改正して金沢市議会政務活動費の交付に関する条例を制定するにあたって、政務調査費の使途基準を政務活動費を充てることができる経費の範囲として条例で定めることとしたが、法制執務の関係から、上記規則別表の各項目に記載されていた使途基準の例示を条例で規定することができなかつたことから、上記政務調査費運用の手引きに上記例示をも盛り込んで、本件手引きとしたことが認められるから（甲2），本件手引きは、条例及び規則を基にその細則として、相当な手続を踏んで金沢市議会議員の総意に基づいて作成されたものということができ、かような作成手続に照らしても、条例もしくは規則に準じ

(6) 原判決104頁19行目の「主張するが、」の次に、「本件使途基準に適合しないと認められた経費額はその実態が政務活動費の未執行額であるとはいえないから、交付会計年度の翌年4月30日が精算期限であるともいえず、」を加える。

2 よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 田 中 寿 生

裁判官 細 川 二 朗

裁判官 橋 本 修

これは正本である。

令和2年1月15日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 寺 口 智 子

